

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
	新	旧		
第1種高度地区	約 335ha	約 335ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めによる。以下同じ）の最高限度は、12メートルとする。	
第2種高度地区	約 3.1ha	約 3.1ha	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。	
第3種高度地区	約 83ha	約 83ha	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。 ただし、準工業地域内における工業系建築物以外の建築物（以下「その他建築物」という。）は、12メートルとする。	
第4種高度地区	約 <u>236</u> ha	約 <u>211</u> ha	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。 ただし、準工業地域及び工業地域内におけるその他建築物は、12メートルとする。	+24.7ha
合計	約 <u>657</u> ha	約 <u>632</u> ha		
			<p>1. 適用の除外</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記の制限は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等の地区整備計画に適合しているものは、当該規定は適用しない。</p> <p>(2) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物（以下「制限値を超える既存建築物」という。）に対しては、当該規定は適用しない。ただし、工事の継続性が認められない場合においては、適用の除外を解除することができる。</p> <p>(3) 制限値を超える既存建築物が、現在の建築物の各部分の高さの範囲内で行う大規模な修繕、大規模な模様替若しくは用途変更を行う場合、又は建築物の高さの最高限度の範囲内において増築を行う場合は、当該規定は適用しない。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号の建築物特定施設のうち、廊下、階段、エレベーターの用に供する部分を増築する場合については、当該規定は適用しない。</p> <p>(5) 防災上、公益上やむを得ないと認められ、又は周辺の状況により市街地環境上支障ないと認められるもので、町長が都市計画上支障ないと認め、あらかじめ寒川町都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した建築物については、当該規定は適用しない。</p> <p>2. 制限の緩和</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物において、町長が都市計画上支障ないと認め、あらかじめ寒川町都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した建築物については、制限を緩和する。</p> <p>(1) 高さ制限値を超える既存建築物の建替え等については、既存の建築物の高さまで緩和する。</p> <p>(2) 産業の振興等が図られ市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物は、高度地区による高さの制限を緩和する。</p>	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」